

有効期間満了日 令和4年3月31日

熊少第356号

令和2年12月24日

熊本県知事部局と連携したフィルタリングの普及促進について（通達）

【概要】

被害少年に係るフィルタリング有効化措置の状況、福祉犯被害に至った経過等に関する実態を調査して、熊本県知事部局とその情報を共有しながらフィルタリングの普及促進に向けた各種施策を推進し、福祉犯被害の未然防止及び再被害防止を図るための実施要領を示したものである。

本通達の主な項目は、

- 調査期間
- 実施要領
- 運用上の留意事項

等である。